



新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

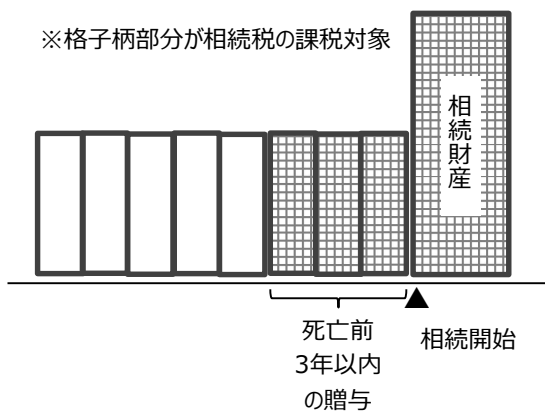
2023年最初のドック通信は、令和5年度の税制改正において、不動産オーナーのみなさまに  
関係する項目について解説いたします。



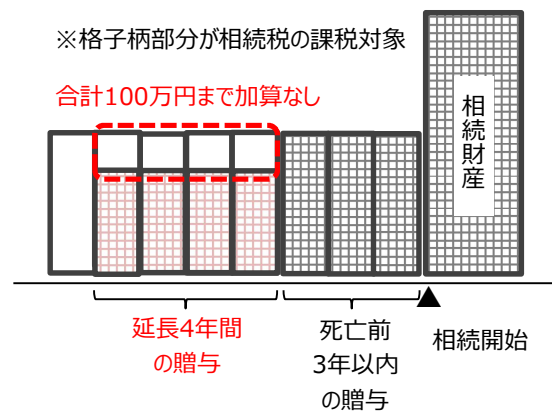
## 生前贈与と相続財産 合算し課税額計算 3年から7年に

生前に暦年贈与を受ける財産は、毎年110万円までは贈与税がかかりません。ただし、亡くなった日から3年以内に受けた贈与については相続した財産と合算して相続税を納めること  
なっています。それが、今回の税制改正で3年から7年に延長され、延長した4年間に受けた  
贈与については、合計100万円までは相続財産に加算されません。

〈改正前〉



〈改正後〉



## 「相続時精算課税制度」見直し

2500万円までの贈与をいったんは非課税としたうえで、相続の際にその分も合算して課税額  
を計算する「相続時精算課税制度」が見直されます。

これまでは少額の贈与でもすべて申告しなければなりませんでした。毎年110万円までは  
贈与を受けても相続時に申告が不要となります。また、相続時精算課税制度の適用を受けた  
財産が土地又は建物である場合において、その土地又は建物が災害により一定の被害を受け  
た場合は、相続税の計算において評価額を再計算する  
ことができます。

[引き続き裏面をご覧ください⇒](#)



## 教育や結婚目的贈与の優遇措置 期限延長

原則として30歳未満の人が祖父母や親から学校の授業料や塾代などの教育目的で1500万円を上限に一括で贈与をうける場合、贈与税が非課税になる優遇措置が3年延長され2026年3月末までとなります。ただし、相続税の課税対象の財産が5億円を超える富裕層については、非課税とする条件を厳しくするなど要件が見直されます。

また、結婚や出産などにかかる資金を祖父母らから援助してもらう場合に、1,000万円を上限に贈与税を非課税としている措置についても、2年延長して2025年3月末までとなります。

## NISA 恒久化

個人の資産運用を後押しするために作られた税制の優遇制度で、購入した株式や投資信託などの売却益や配当金が一定の範囲内で非課税となるNISA。

これまでは投資可能期間や非課税保有期間の定めがありましたが、無期限となったことに加えて限度額が拡充されました。

|         | 現在のNISA  |         | 拡充NISA案                     |               |
|---------|----------|---------|-----------------------------|---------------|
|         | つみたてNISA | 一般NISA  | つみたて投資枠                     | 成長投資枠         |
| 投資可能期間  | 2042年まで  | 2023年まで | 2024年1月1日以降 恒久化             |               |
| 非課税保有期間 | 20年間     | 5年間     | 無期限                         |               |
| 年間投資枠   | 40万円     | 120万円   | 投資信託<br>120万円               | 株式など<br>240万円 |
| 非課税限度額  | 800万円    | 600万円   | 計1800万円<br>(株式などは1200万円以内に) |               |

相続税や贈与税の支払いをおさえて資産承継をするためには、早いうちから検討しておくことが肝要です。家族構成や所有財産の種類や規模によって、資産承継は十人十色。今後どのようにして資産承継していけばいいのかご不安な方は、ぜひ財産ドックの無料個別相談をご活用ください。お客様のご希望日時をお伺いして個別相談をさせていただきます。また、4月には税制改正をテーマにセミナーを開催予定です。

**個別相談・セミナー とともにハネットグループのお客様は無料、お気軽にお申し込みください!**



株式会社 財産ドック

豊橋事務所 / 〒440-0815 豊橋市中世古町123

TEL 0532-53-8035 FAX 0532-54-4320

名古屋事務所 / 〒456-0032 名古屋市熱田区三本松町8-13

TEL 052-882-0442 FAX 052-882-0479

